

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、富士見第一土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年八月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一	就任		
職名	氏名	住所	
監事	谷 合 章	埼玉県富士見市大字上南畑三百四十六番地	
二	退任		
職名	氏名	住所	
監事	谷 合 正 史	埼玉県富士見市大字上南畑三百五十五番地	